

一般社団法人北中城村観光協会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北中城村観光協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 要配慮個人情報 個人情報のうち、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 職員等 協会役員、協会事務局職員、出向職員、派遣職員をいう。

(協会の責務)

第3条 協会は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員等は、職務上知り得た個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利用目的の特定)

第4条 協会は、個人情報を取り扱うにあたっては、業務を遂行するために必要かつ最小限の範囲に限るものとし、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 協会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合はこの限

りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令(規則を含む。以下同じ。)に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第6条 協会は、個人情報を取得するときは、適法、かつ公正な手段によって行わなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第7条 協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。
 - 3 協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表又は通知を行わないものとする。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事

務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(適正な管理)

第8条 協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有する個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

2 協会は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止及びその他の保有する個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(安全管理措置)

第9条 協会は、総括的な個人情報取扱管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、事務局長をもってこれに充てるものとする。

2 管理責任者は、協会が保有する個人情報の安全管理が図られるよう、職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の安全管理措置)

第10条 協会は、保有する個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

第11条 個人データの廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

(1) 個人データが記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの細断、外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。

(2) 個人データが記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。

2 職員等は、作業にあたって、一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合、作業終了後の当該情報の削除を徹底するものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 協会が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って、当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 協会は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 協会は、第三者へ提供する場合において、必要と認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人データの使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(情報漏えい等事案への対応)

第13条 協会は、個人データの漏えい、滅失、毀損等の事案が発生した場合、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、法に基づき、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 本人への通知（個人情報保護委員会規則に定める事案の場合）
- (6) 個人情報保護委員会への報告（個人情報保護委員会規則に定める事案の場合）

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 協会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答できる状態を含む。)に置かなければならない。

- (1) 協会の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
- (3) 保有個人データの利用目的の通知の求め又は保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加若しくは削除、保有個人データの利用の停止若しくは消去又は保有個人データの第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示の請求に応じる手続
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限りでない。

- (1) あらかじめ本人が知り得る状態にしてあることにより、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第15条 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法あるいは協会が定める方法のうち、本人が請求した方法により行うものとする。ただし、電磁的記録の提供による方法の開示に多額の費用を要する場合又は開示が困難な場合にあっては、書面の交付による方法により開示する。

3 協会は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

4 他の法令の規定により、本人に対し第2項に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第16条 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 協会は、前項の規定に基づき請求された保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第17条 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、本人の同意なく目的外利用がされている若しくは不適正な利用が行われている、又は偽りその他不正の手段により個人情報取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報取得されたものであるという理由によって、本人から当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下、この条において「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第12条第1項の規定

に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを、協会が利用する必要がなくなった場合、個人情報保護委員会への報告義務がある重大な漏えい等の事案が発生した場合、あるいは当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 協会は、第1項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前2項若しくは前3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第18条 協会は、第14条第3項、第15条第3項、第16条第2項又は前条第4項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するものとする。

(開示等の請求の方法)

第19条 第15条、第16条及び第17条の規定により開示、訂正等、利用停止等又は第三者提供停止（以下、この条において「開示等」という。）を請求する者は、協会に対し、開示等請求書（様式1）を提出しなければならない。

2 次に掲げる者は、本人に代わって開示等の請求をすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

- (2) 開示等請求について本人が委任した代理人
- 3 開示等請求者は、協会に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で協会が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 4 開示等請求者は、協会に対し、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明するために必要な書類等を提出し、又は提示しなければならない。

(費用負担)

第 20 条 第 15 条の規定により、保有個人データの写しの交付を受ける者は、次に定める額を負担しなければならない。

- (1) 保有個人データの写しの作成に要する費用 実費相当額
- (2) 保有個人データの写しの送付に要する費用 実費相当額

(細則)

第 21 条 この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。